利用者向け

村田町子育て応援ヘルパー派遣サービス事業について

町では、令和７年４月から、家事・育児負担を少しでも軽減することで、ゆとりをもった子育てができる環境づくりをめざし、子育て世代を応援する「村田町子育て応援ヘルパー派遣サービス事業」を始めました。
町指定の事業者が提供する「家事代行サービス」や「育児支援サービス」の利用料を支払うことができる「すくすく村田っこ応援クーポン」を交付する事業です。
家事に、子育てに、仕事に…とあわただしい日々に、少しのお手伝いがあることで、気持ちのリフレッシュができたり、ゆとりをもって親子がふれあえる時間が増えるかもしれません。日々の家事・育児の負担を少しでも軽くしてみませんか？
詳しくは、次をご覧ください。

【利用対象者】
町内に住んでいる未就学児を養育する保護者

【申請手続き】
すくすく村田っこ応援クーポン交付申請書を子育て支援課に提出してください。
※申請書は、子育て支援課・沼辺支所・菅生出張所に備えております。
また、村田町ホームページからダウンロードできます。

【提出先】
①子　育　て　支　援　課：ご持参・郵送による受付に対応いたします。
②沼辺支所・菅生出張所：ご持参による受付に対応します。
※子育て支援課に申請書を持参いただいた場合は、申請書の内容を確認後、クーポンを即時交付することができます。それ以外の方法で提出された申請については、ご自宅にクーポンを郵送いたします。数日お時間をいただきますことをご了承ください。
※申請書に個人情報を記載していただきます。ご持参以外の申請については、送付先のお間違えがないようご注意ください。

【サービスの内容】
・家事代行サービス：掃除、洗濯、調理その他の日常生活における家事一般
・育児支援サービス：おむつ交換、食事の介助(授乳を含む)、沐浴、遊び相手
その他の日常的な育児の補助支援

【１世帯当たりのクーポンの交付枚数】
・１世帯あたり１枚２千円のクーポンを２５枚交付（５万円分）
※交付された年度に１回限りです。　未就学児が２人以上の場合でも１回限りです。

【サービス提供を行う場所】
・原則ご自宅です。

【クーポンの利用期間】
・交付された日から交付された年度の３月３１日まで
※令和８年分のクーポンについては、令和８年４月１日以降に申請ください。

【クーポン利用に関する注意事項】
・町外へ転出した後に受けたサービスの料金については、クーポンでの支払いの対象外となります。
・クーポンの現金への換金及びつり銭のお返しはできません。２千円未満の利用料については、現金等でお支払いください。

【お問い合わせ先】
・担当：村田町子育て支援課　子育て支援班
・住所：〒989-1392　宮城県柴田郡村田町大字村田字迫６番地
・TEL：０２２４－８３－６４０５
・Mail：mura-kos@town.murata.miyagi.jp

裏面もご覧ください

利用者向け

【ご利用の流れ】

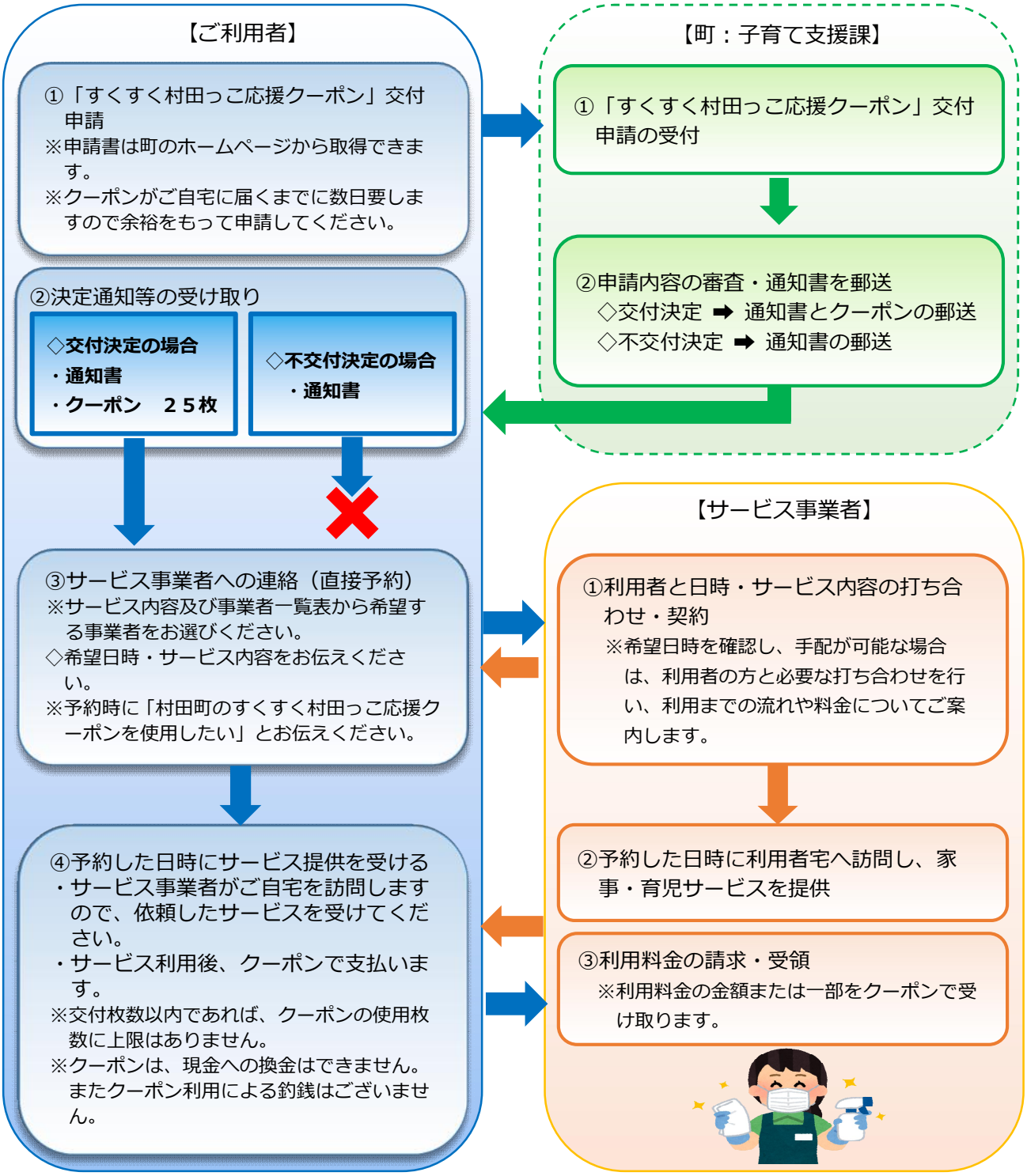

【キャンセルについて】

ご事情により、ご予約をキャンセルする場合は、直接サービス事業者へご連絡ください。

お申し出の日により、キャンセル料が発生する場合がございます。キャンセル料は利用者様のご負担となり、クーポンでのお支払いはできませんので、ご注意ください。

【登録サービス事業者】

登録№	1	2	3
事業者名	Family　Sitter　仙台	ダスキン大河原支店	おそうじ　わーくす
所在地	仙台市青葉区中央二丁目 2-30 日興商事ビル４階	柴田郡大河原町字小島 13-10	柴田郡柴田町西船迫 3-3-72
電話	050-3749-5127	0224-52-3026	0224-55-4774